

## 軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書

軽油に係る軽油引取税の課税免除特例措置については、令和9年3月31日をもって適用期限を迎えることとなっている。

軽油引取税については、このたび暫定税率が廃止され、令和8年4月から税率が32.1円から15円へ引き下げられたところである。しかしながら、鉱物の採掘事業及び農林漁業の用途に供する軽油に対する課税が再開されれば、本県の地域経済や基幹産業に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

本県の鉱物採掘事業は、石灰石や砕石等の建設資材を供給し、社会資本整備や防災・減災対策を支える重要な役割を担っている。しかしながら、生産原価の上昇分を製品価格へ転嫁することは極めて困難であり、事業者は徹底したコスト削減に努めながら事業を継続している状況にある。軽油への課税が再開されれば経営への負担は一層増大し、政府が進める国土強靱化実施中期計画や南海トラフ地震対策に不可欠な建設資材の安定供給にも支障を来しかねない。

また、本県の農林水産業は、人口減少や高齢化による担い手不足に加え、資材価格や燃油価格の高騰、気候変動による生産環境の変化など、極めて厳しい経営環境に置かれている。特に漁業においては操業経費に占める燃油費の割合が高く、燃油コストの増加は直ちに経営を圧迫する要因となる。さらに、本県の広大な中山間地域を支える農業及び林業においても、機械作業や運搬作業に軽油は不可欠であり、課税再開による負担増は生産活動の縮小や離職、廃業を招くおそれがある。

農林水産業は、国民への食料の安定供給のみならず、森林整備や農地保全を通じた国土保全機能、水源涵養機能及び地域コミュニティの維持に重要な役割を果たしている。これらの産業の衰退は、食料安全保障の確保や地方創生の推進にも大きな影響を及ぼすものである。

軽油引取税の課税免除特例措置は、こうした公共性の高い産業の経営を支え、地域経済の維持・発展に大きく寄与してきた。課税が再開されれば、事業者の経営基盤を弱体化させるだけでなく、地域の雇用や産業基盤の維持にも深刻な影響を及ぼすことが強く懸念される。

よって、国におかれては、鉱物採掘事業及び農林漁業の持続的な発展と経営の安定を図り、国土強靱化に必要な資材並びに国民生活に不可欠な食料の安定供給を確保するとともに、中山間地域の維持・活性化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 鉱物の採掘事業及び農林漁業の用途に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除特例措置について、令和9年4月以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
内 閣 官 房 長 官

} 様